

令和3年9月29日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	令和3年7月1日からの大雨に係る県内の被害状況について……………	1
II	神奈川県地球温暖化対策計画の改定素案について……………	3
III	神奈川県循環型社会づくり計画の改定素案について……………	7
IV	神奈川県食品ロス削減推進計画の素案について……………	12
V	神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の募集について……	16
VI	相模原市内の養豚場で発生した豚熱の対応について……………	20
VII	かながわ水産業活性化指針の改定素案について……………	26

I 令和3年7月1日からの大雨に係る県内の被害状況について

令和3年7月8日の当常任委員会に、7月1日からの大雨による県内の被害状況を報告したが、現時点で把握している主な被害状況について、改めて報告する。

1 県内の農林水産業等の被害について（令和3年9月24日現在）

被害区分	被害場所	被害の内容	被害金額
農業関係	平塚市	農道、水路への土砂流入2箇所	約450万円
	小田原市	農地の損壊29箇所 農道、水路の破損、土砂流入14箇所 果樹（みかん）の損傷 農業用ハウス2棟、農業用倉庫等4棟の破損	約22,451万円
	秦野市	茶の損傷	約26万円
	南足柄市	農地、水路等の損壊等12箇所 果樹（みかん）の損傷	約5,973万円
	中井町	農地の損壊等8箇所	約260万円
	大井町	取水門閉塞、農地の損壊等8箇所 農業用ハウス1棟等の破損	約4,984万円
	山北町	農地、法留施設の損壊等1箇所 茶の損傷	約340万円
	湯河原町	農地、農道の損壊等2箇所 農業用倉庫1棟の破損	約717万円
	小 計		
林業関係	相模原市	林道施設の被害1箇所	約50万円
	鎌倉市	土砂流出2箇所	約99万円
	小田原市	林道施設等の被害7箇所、土砂流出1箇所	約2,398万円
	秦野市	林道施設等の被害15箇所、土砂流出3箇所 林地の山崩れ2箇所、治山施設の被害1箇所	約4,016万円
	厚木市	林道施設の被害2箇所、林地の山崩れ1箇所	約150万円
	伊勢原市	林道施設等の被害11箇所、林地の山崩れ1箇所	約1,216万円
	南足柄市	林道施設の被害6箇所、治山施設の被害1箇所	約7,097万円
	葉山町	山崩れ、治山施設等の被害1箇所	約11,155万円
	松田町	林道施設の被害1箇所	約81万円
	山北町	林道施設の被害2箇所、治山施設等の被害2箇所	約38,649万円

被害区分	被害場所	被害の内容	被害金額
林業関係	箱根町	林道施設の被害 1箇所	約37万円
	真鶴町	林地のがけ崩れ 1箇所	約100万円
	湯河原町	林道施設等の被害 3箇所、治山施設の被害 1箇所	約5,207万円
	小計		約70,258万円
水産関係	横須賀市	漁港導流堤の被害 1箇所	約599万円
	小田原市	定置網の破損 1箇所	約500万円
	小計		約1,099万円
緑地関係	鎌倉市	落石の被害 1箇所	約44万円
	小計		約44万円
合計			約106,605万円

※表中の金額は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しない。

※被害金額は市町村等からの被害情報（数量、程度等）をもとに県が推計したものを含む。

2 対応

復旧工事に当たっては、国の災害復旧事業の適用について調整を進めるとともに、既決予算を活用しながら早期の復旧に取り組んでいる。

II 神奈川県地球温暖化対策計画の改定素案について

神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき策定している神奈川県地球温暖化対策計画（以下「計画」という。）の改定に取り組んでおり、令和3年6月の当常任委員会に計画の見直しについて報告した。

このたび、計画の改定素案を取りまとめたので、報告する。

1 改定素案の概要

(1) 見直しの趣旨

ア 見直しの基本的な考え方

県として、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示す必要があるが、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対策等に最優先に取り組まなければならないため、令和3年度の見直しは最小限とし、現行計画（平成28年10月改定）の増補にとどめる。

なお、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「改正法」という。）や、国の「地球温暖化対策計画」の改定への対応等を踏まえ、令和5年度以降に改めて計画について全面的な見直しを行う予定としている。

イ 見直しの内容

(ア) 温室効果ガスの削減目標の見直し

○ 中期目標

「2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度比で46%削減する」という国の新たな温室効果ガス削減目標の県内での達成を目指し、県の2030（令和12）年度における削減目標を見直す。

○ 長期目標

県が表明した「2050年脱炭素社会の実現」を踏まえ、長期目標を見直す。

(イ) 緩和策及び適応策の追加

現行計画の前回改定以降、新たに実施し、継続している緩和策（温室効果ガスの排出の抑制）及び適応策（現在及び将来予測される影響への対処）を追加する。

(ウ) 長期目標達成に向けたビジョンの追加

（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）と県の共同研究による「かながわ脱炭素ビジョン2050（案）」において脱炭素社会の将来像等を示し、今後、その具体化を検討していく。

(2) 基本的な方針

現行計画における地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針である「すべての主体による取組を推進」、「各主体相互の連携・協働を促進」及び「神奈川のチカラを生かした取組を推進」を踏まえつつ、次の視点も合わせて地球温暖化対策に取り組む。

- SDGsの実現に向けた取組の推進
- グリーンリカバリーを踏まえた環境重視の経済復興の推進
- 各主体の「脱炭素型ライフスタイル」等への転換の促進

(3) 緩和策

ア 温室効果ガスの削減目標

削減目標	現行計画	今回の見直し
2030年度 (中期目標)	2013年度比 27%削減	2013年度比 46%削減
2050年度 (長期目標)	80%の温室効果ガスの 排出削減	脱炭素社会の実現を目指す

イ 中期目標の達成に向けて

(ア) 現状と課題

計画の進捗状況や県内の温室効果ガス排出量の推計結果等を踏まえて、部門ごとの現状と課題を記載する。

(イ) 主な施策

分野	施策
業務部門	・再生可能エネルギーの利用拡大 ・エネルギーの地産地消に向けた取組
家庭部門	・再生可能エネルギーの利用促進 ・省エネルギーの実践活動の推進 ・高効率家電製品や設備機器の普及
廃棄物部門	・プラスチックごみの削減 ・食品ロス削減に向けた取組
再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進	・再生可能エネルギーの利用拡大（再掲） ・太陽光発電の導入促進 ・蓄電池の導入促進
森林等の整備・保全	・森林環境税及び森林環境譲与税の活用
フロン類対策	・フロン類の排出抑制 ・ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化
地球温暖化対策教育	・学校における環境教育の推進

ウ 長期目標の達成に向けて

「2050年脱炭素社会の実現」に向けては、県として、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの拡大の取組を最大限進めるとともに、企業や研究機関における新たな技術開発（イノベーション）の成果の普及等や、大気中のCO₂を回収・除去するネガティブエミッションの活用についても検討する。

また、こうした取組とともに、県民一人ひとりのライフスタイルや、経済・社会全体を大きく変革していく必要がある。

長期目標の達成に向けては、国や県の取組の大幅な強化が求められるが、当面は、「かながわ脱炭素ビジョン2050（案）」により、県民、企業、行政が目指すべき将来像を示すとともに、今からできる行動を提示することで、各主体の行動変容等を促していく。

(4) 適応策

ア 本県における適応策

(ア) 施策の方向性

「農林水産分野」、「自然災害分野」、「健康分野」の3分野を優先的に、「効果的」かつ「効率的」に気候変動適応の取組を進める。

(イ) 主な施策

分 野	施 策
農林水産分野	・ 気候変動影響調査の実施 ・ 磯焼けによる定着性水産生物の変化への対策
自然災害分野	・ 適応策検討に向けた潜在的ニーズ調査の実施
健康分野	・ 暑熱に係る県民参加型調査の実施
その他 (情報収集等)	・ 学校における環境教育の推進 ・ 気候変動に関する情報収集・発信

(5) 計画の推進

令和5年度以降の全面的な見直しに向けて、緩和策及び適応策の一層の強化に向けた検討を引き続き進めるとともに、改正法を踏まえた各部門や施策ごとの目標等の検討や中期目標の精査を行う。

また、施策等の検討に当たっては、県内市町村のみならず、他の都道府県等との連携や協力を強化し、協調的かつ効果的に施策を実施する手法についても、併せて検討する。

2 今後のスケジュール(予定)

- 令和3年10月 計画改定素案について県民意見募集
市町村への意見照会
- 12月 環境審議会で計画改定案を審議、答申
- 令和4年2月 環境農政常任委員会へ計画改定案を報告
- 3月 計画改定

《参考資料1》

神奈川県地球温暖化対策計画改定素案

《参考資料2》

かながわ脱炭素ビジョン2050(案)

Ⅲ 神奈川県循環型社会づくり計画の改定素案について

「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）は、2012（平成24）年度から2021（令和3）年度までの10年間の計画期間であり、今年度は、次の10年間の施策の見直し時期であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会に与える影響等を考慮し、当面施策の見直しは行わず、現行の施策を継続することとした。

しかし、ごみ処理広域化・集約化については、国の通知により、今年度末までの計画の策定が求められていることから、循環型計画の部門別計画として策定することとした。

このたび、改定素案を取りまとめたので報告する。

1 改定素案の概要

(1) 見直しの背景

- 県では、2012（平成24年）3月に循環型計画を改定し、施策の推進を図ってきたが、2021（令和3）年度に計画期間が終了するため、見直しを行う必要がある。
- 食品廃棄物や廃プラスチックについては、排出量の削減やリサイクルが社会的に大きな課題となっている。
- 国は、人口減少の進行により、家庭からのごみの排出量の減少が見込まれること等を踏まえ、2019（平成31）年3月に発出した通知において、都道府県に対し、2021（令和3）年度末を目途に、市町村のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化をさらに推進するための計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定するよう求めている。

(2) 見直しの基本的な考え方

- 当初、循環型計画の全面改定を2021（令和3）年度に行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新しい生活様式」の定着等により、今後、社会状況等がさらに変化する可能性があるため、全面改定は、その影響等を見据えた上で実施することが適当であると判断し、今回は循環型計画の全面改定は行わず、計画期間を2年間延長する。
- 食品廃棄物については、2022（令和4）年3月に策定予定の「神奈川県食品ロス削減推進計画」により、廃プラスチックについては、2020（令和2年）3月に定めた「かながわプラごみゼロ宣言アクションプ

プログラム」により削減等に向けた取組を進めていく。

- 広域化・集約化計画については、国の通知を踏まえ、循環型計画における廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化の推進に係る部門別計画として2021(令和3)年度に策定する。
- 県は、これまでも循環型計画の中に、広域的なごみ処理の推進に関する施策事業を位置付けてきたが、新たに定める広域化・集約化計画には、国から、計画期間、広域化ブロック区割り、各ブロックにおける処理施設の整備計画や処理体制等を含めることを新たに求められており、記載内容が多岐にわたることから、循環型計画の別冊として位置付ける。

(3) 計画期間の延長について

ア 計画期間

- 計画期間を2年間延長(継続)し、2012(平成24)年度から2023(令和5)年度までの12年間とし、その間は、従来の施策事業を継続する。
- 広域化・集約化計画の計画期間については、国から原則10年とするよう求められていることを踏まえ、今後の計画の見直し時期を今回2年間延長した循環型計画の改定作業と合わせるため、2022(令和4)年度から2033(令和15)年度までの12年間とする。

イ 計画目標

- 計画目標については、計画期間の延長(継続)に伴い、これまでの2021(令和3)年度の目標値を2023(令和5)年度まで据え置く。
- 生活系ごみ1人1日当たりの排出量の削減については、2018(平成30)年の実績値(最新)では、637gとなっており、目標を達成しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新しい生活様式」の定着等により、生活系ごみの排出量が大きな影響を受ける可能性もあることから、目標値は据え置きのまま、さらなる減量化に努める。

2023（令和5）年度の計画目標

施策の分野	施策の数値目標	単位	目標値	
			2021年度	2023年度
資源循環の推進	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	g	664	664
	事業活動により廃棄物の県内GDP（県内総生産）当たりの排出量	t/億円	53.6	53.6
	一般廃棄物の再生利用率	%	31	31
	製造業における産業廃棄物の再生利用率	%	50	50
適正処理の推進	不法投棄等残存量	万t	前年度より減少	前年度より減少

(4) ごみ処理広域化・集約化について（「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」）

ア 計画策定の趣旨

- 本県のごみ処理の広域化については、これまでも循環型計画に位置付けた上で、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減や3R（排出抑制、再使用、再生利用）の取組を進めてきた。
- 3Rを推進するための法制度の整備とともに、人口減少により、ごみ排出量は今後も減少していくことが見込まれる。
- 廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した処理施設の維持管理・更新コストの増大等が課題となっており、こうした状況に適切に対応していくため、今後のごみ処理の広域化を推進する必要がある。
- 国は、2019（平成31）年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月環境省通知）を発出し、都道府県が管内市町村等と連携して、ごみ処理の広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう求めている。
- そこで、本県では、広域化・集約化に関する基本的な考え方を改めて示すとともに、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくため、循環型計画の部門別計画として「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定する。

イ 神奈川県におけるごみ処理の広域化・施設の集約化の状況

(ア) 広域ブロック

現在、県内では、12の広域ブロックの区割りを設定し、ブロックの構成市町村は、ごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備など広域的なごみ処理を総合的に検討・協議している。

(イ) 施設整備

a ごみ焼却施設

ごみ焼却施設を広域整備する場合、原則、全連続燃焼方式（24時間焼却稼働）とし、施設規模は100t/日以上（発電施設の導入などを行う場合は300t/日以上）となるよう施設整備を進めている。

b その他の処理施設

リサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設についても効率的な施設整備を進めている。

ウ 広域化・集約化の基本方針

(ア) 広域化・集約化の目的と方向性

将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進める。

(イ) 目標

施設の集約化により、2033（令和15）年度には、現在（2020（令和2）年度）のごみ焼却施設数（27施設）に比べて3施設減らす（24施設）ことを目標とする。

(ウ) 施策

市町村相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）の推進を図り、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進める。

a 処理の広域化

現在の12のブロック区割りで、ごみ処理の広域化・集約化を進めることとする。

b 施設の集約化

ブロックごとに、国の施設整備計画や旧計画（「神奈川県ごみ処理広域化計画」）における広域的な施設整備の考え方を踏まえ、次の点を考慮し、ごみ処理施設の集約化を進める。

- ・ 施設規模（原則、100 t / 日以上）の全連続燃焼式ごみ焼却施設
- ・ 持続可能な適正処理の確保

- ・ 気候変動対策の推進
- ・ 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ・ 災害対策の強化
- ・ 地域への新たな価値の創出

エ 広域化・集約化の推進に向けた今後の取組

(ア) 市町村の取組

- ・ 広域化実施計画（一般廃棄物処理計画）の策定・推進
- ・ 必要に応じてブロックを越えた処理施設整備に係る調整・協議
- ・ 災害時の廃棄物処理体制の構築

(イ) 県の取組

- ・ 市町村等への情報提供・助言・調整等
- ・ 広域化・集約化計画の進行管理
- ・ 国等への要望・調整
- ・ ブロックを超えた課題解決に向けて、情報収集や会議等の開催
- ・ 災害時の県内又は県域を超える広域的な廃棄物処理体制の構築

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月	改定素案について県民意見募集 市町村への意見照会
12月	環境審議会で改定案を審議、答申
令和4年2月	環境農政常任委員会へ改定案を報告
3月	改定

《参考資料3》

神奈川県循環型社会づくり計画の期間の延長及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」

《参考資料4》

広域化ブロックにおける廃棄物処理体制

IV 神奈川県食品ロス削減推進計画の素案について

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として、このたび、「神奈川県食品ロス削減推進計画」の素案を取りまとめたので報告する。

1 経緯

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その削減は国際的にも重要な課題となっている。

国、地方公共団体、事業者及び消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するため、2019（平成31）年に法が施行され、2020（令和2）年には同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

基本方針には、食品ロス発生量を2030（令和12）年度までに、2000（平成12）年度比で半減させる削減目標が設定されたこと、法では、都道府県は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされていることを受け、本県では、関係部局の連携等を目的とした「神奈川県食品ロス削減対策庁内会議」（以下「庁内会議」という。）を設置し、食品ロス削減推進計画について検討してきた。

2 計画素案の概要

(1) 総論

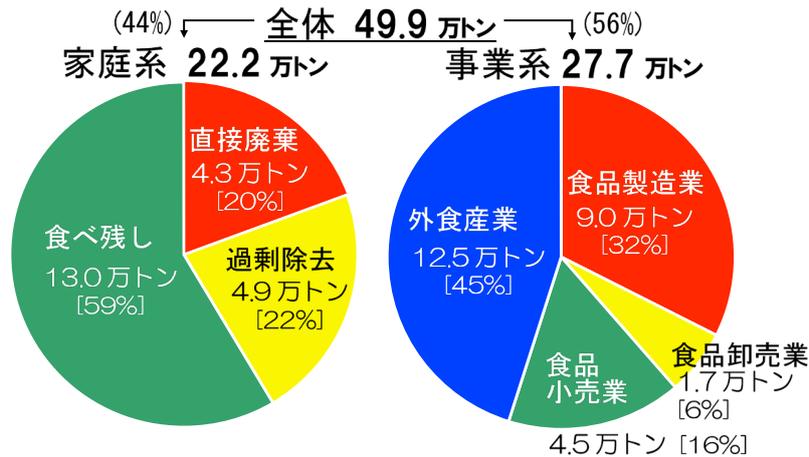
県内における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として策定する。

計画期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とし、神奈川県循環型社会づくり計画等、関係する県計画との調和を図ることとする。

(2) 現状

2018年（平成30）度の県内における食品ロスの発生量は49.9万トンと推計される。その内訳である家庭系と事業系の発生量は次のとおりであった。

【本県の食品ロスの内訳】（2018年度実績 神奈川県推計）



(3) 課題

ア 家庭系食品ロス

家庭系食品ロスとしては、「食べ残し」の割合が最も高いことから、日常生活において買いすぎ・作りすぎの抑制、食べきる習慣に関する意識啓発等、食品ロスに対する県民意識の向上を図る必要がある。

イ 事業系食品ロス

事業系食品ロスにおける発生割合が一番高い外食産業からの食品ロスの削減に向けた取組を進める必要がある。また、事業系食品ロスの全体を削減するため、事業者が廃棄する規格外品^(注)等の食品の有効活用や消費者の意識啓発など、多様な取組を進める必要がある。

(注) 大きさや形などが理由で商品にならなかったもの

(4) 計画の目指す姿と施策の方向性

「食」への感謝の気持ちを持ち、食べ物を無駄にしない県民意識を醸成し、食品ロス削減を「自分事」として捉え、取組を実践する社会の実現を目指す。

食品ロス削減に向けた行動変革が広がるよう、各主体が連携し、県民運動として食品ロス削減が進むよう施策を展開する。

(5) 食品ロスの削減目標

県内の食品ロスの実態及び国の削減目標を踏まえ、2030（令和12）年度までに、2000（平成12）年度比で食品ロスを半減させる目標を設定する。

(6) 推進施策

県民の意識啓発などの取組や、食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。主な施策は、次のとおりである。

- ・ 消費者に向けた普及啓発
- ・ 次世代を担う若い世代に向けた食育の推進
- ・ 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・ 実態調査等の推進
- ・ 先進的・効果的な取組などの情報収集や提供
- ・ 未利用食品の提供を促進

(7) 各主体の役割

各主体が役割を理解し、食品ロス削減に向けた具体的な行動に移す。

ア 消費者

食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や県・市町村の取組に協力する。

イ 事業者

食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。発生する食品ロスの削減に努める。

ウ 関係団体

食品ロス削減に関する普及啓発等を行う。

エ 県・市町村

県及び市町村は、食品ロス削減に関する普及啓発等を行うとともに、災害時用備蓄食料の有効活用にも努める。また、市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努め、県は市町村を支援する。

(8) 計画の推進

庁内会議を活用し、食品ロスの実態や関係部局の取組等を情報共有し、今後の施策等の検討を行う。

また、計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

12月 環境審議会で計画案を審議
令和4年2月 環境農政常任委員会へ計画案を報告
3月 計画策定

《参考資料5》

神奈川県食品ロス削減推進計画（素案）

V 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県立大船フラワーセンターについては、令和4年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集について報告する。

1 施設の目的・概要

(1) 設置目的

観賞植物等の収集及び展示等を行うことにより、植物に関する知識の普及を図るとともに、県民に植物に親しむ場を提供する。

(2) 施設概要

ア 設置年月日	昭和36年5月1日（平成30年4月1日 指定管理者による管理へ移行）
イ 所在地	神奈川県鎌倉市岡本1018番地
ウ 敷地面積	57,818.01 m ²
エ 延床面積	4,429.71 m ²
オ 主な建物	本館 1,126.77 m ² 展示場 130.90 m ² グリーンハウス 1,334.72 m ² レストハウス 136.97 m ² その他（栽培温室、倉庫棟、便所等）

2 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、職員の接遇、新しい植物の導入、入園口の植栽の工夫等について利用者の満足度が高かったことが認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、%)

年度	収入 ※ a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
平成30年	156,767 (102,518)	148,975	7,792	5
令和元年	137,634 (100,179)	155,855	△18,221	△13
令和2年	158,995 (127,108)	162,075	△3,080	△2
合計	453,396 (329,805)	466,905	△13,509	△3

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用負担

令和2年度：年額+29,371千円

消費税増税に伴う増

令和元年度：年額+919千円、令和2年度：年額+1,777千円

※括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

〈参考2〉県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注 (平成30年度～令和2年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があつた のに実績がない理由及び今 後の対応
県内中小企業者	浄化槽保守点検	3	630	—
	浄化槽清掃	3	442	—
	消防設備点検	3	478	—
	受水槽清掃	3	215	—
	飲用水等水質検査	3	131	—
	施設消毒業務	3	124	—
	空調設備点検	3	1,320	—
	定期清掃	3	25,345	—
	廃棄物収集運搬	3	1,011	—
	高木剪定業務	3	13,285	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

3 募集の方法

公募により募集する。

4 指定期間

5年間 (令和5年4月1日～令和10年3月31日) とする。

5 募集単位

神奈川県立大船フラワーセンターとする。

6 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
 - ・ 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針及び考え方
- イ 維持管理業務
 - ・ 施設の特性及び課題を踏まえた維持管理
- ウ 利用促進のための取組
 - ・ より多くの利用を図るための事業内容や広報活動

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

7 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
飯島 健太郎	男	東京都市大 学教授	学識経験 者	有 〔神奈川県立都市公園 及びスポーツ施設指 定管理者外部評価委 員会〕	大学の教授として造 園に対する知識・造詣 が深いため。

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選 定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
飯塚 克身	男	日本植物園 協会専務理 事	施設の事 業内容に 精通した 者	有 〔神奈川県立フラワー センター大船植物園 指定管理者外部評価 委員会〕	植物園及び植物に関 する文化の発展等 に関する識見者である ため。
岡本 由美子	女	公認会計士	経理	有 〔神奈川県立都市公園 及びスポーツ施設指 定管理者外部評価委 員会〕	日本公認会計士協会 神奈川県会からの推 薦。財務・会計を専門 とする識見者である ため。
城田 孝子	女	弁護士	法務	有 〔神奈川県立 21 世紀の 森指定管理者外部評 価委員会〕	神奈川県弁護士会か らの推薦。法律を専門 とする識見者である ため。
高島 眞美	女	社会保険労 務士	労務管理	有 〔宮ヶ瀬湖周辺施設指 定管理者外部評価委 員会〕	神奈川県社会保険労 務士会からの推薦。労 務管理を専門とする 識見者であるため。

8 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年11月 外部評価委員会に選定基準案について意見聴取
- 令和4年1月～ 指定管理者の募集開始
- 4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 6月 指定管理者の指定議案を提出
- 令和5年4月 指定管理者による管理運営開始

VI 相模原市内の養豚場で発生した豚熱の対応について

令和3年7月8日に、相模原市内の養豚場で発生した豚熱の経緯と対応について報告する。

1 発生農場

所在地 : 相模原市

経営形態 : 山梨県内農場 1農場 → 神奈川県内農場 2農場
〔子豚を生産〕 〔山梨県内農場から移動後〕
〔生後35日齢前後まで飼養〕 〔生後約6か月で出荷〕

殺処分頭数 : 豚4,109頭 (県内2農場、1と畜場)

2 防疫活動の経緯

- 7月7日 農場主から「豚が異常を呈している」との通報
- 7月8日 抗原検査の結果、死亡していた豚1頭、衰弱していた豚1頭で豚熱の疑い
神奈川県危機管理対策本部会議(本部長：知事)を開催。患畜と判明した際の対処方針の決定、知事メッセージ発出
遺伝子解析検査の結果、豚熱の患畜と判明
飼養豚の殺処分開始
- 7月10日 殺処分中断(レンダリング処理*実施場所の確保難航)
※豚の死体を破砕・加熱しウイルスを無毒化する処理
- 7月14日 殺処分再開、レンダリング処理開始
- 7月15日 焼却施設受け入れ開始
- 7月18日 殺処分及びレンダリング処理完了
- 7月21日 防疫措置(農場の消毒等)完了
- 7月22日 レンダリング敷地の鉄板など現地の防疫活動に使用した資機材類の搬出
～
- 7月28日 焼却施設での焼却終了
- 8月5日 県内全養豚場において豚熱を疑う異状が無いことを確認したことから神奈川県危機管理対策本部廃止

3 今回の発生に伴う課題と対応

(1) 発生予防対策

ア これまでの県の取組（令和元年度から）

- ・防護柵や野生動物侵入防止ネットの整備等に対する補助（令和2年度まで）
- ・豚熱の予防的ワクチン接種や、と畜場の消毒体制の強化
- ・野生いのししの検査体制の確保
- ・飼養衛生管理に係る指導等を実施

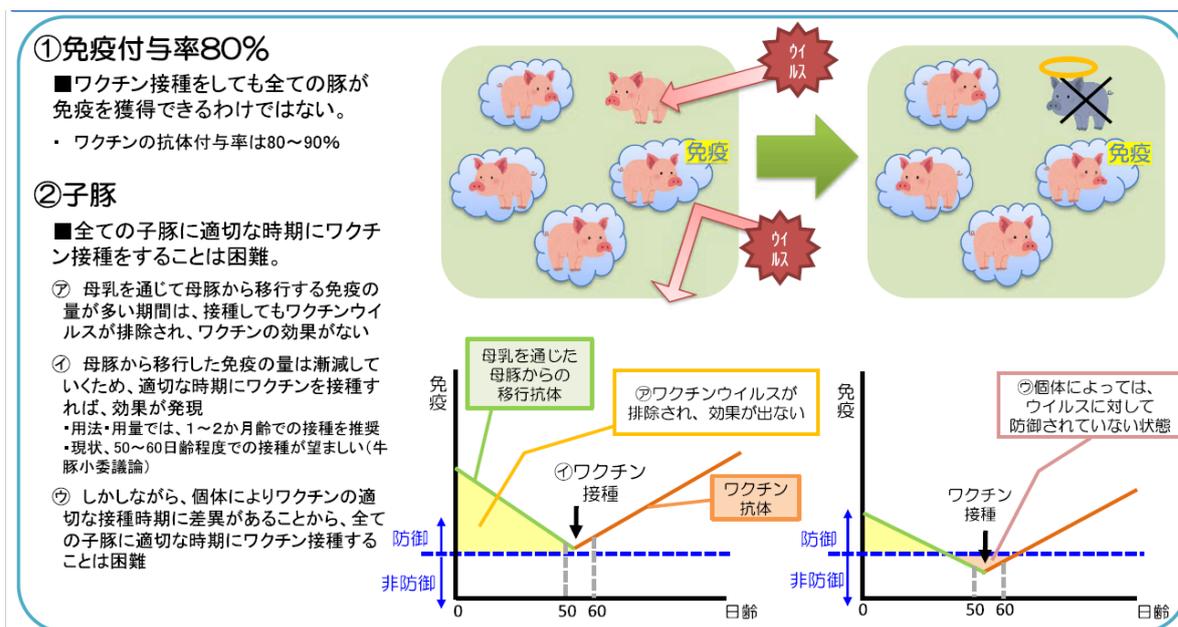
イ 発生農場における取組

(ア) ワクチン接種の状況

令和元年11月 山梨県がワクチン接種推奨地域に指定されたことを受け、道志村の自社農場でワクチン一斉接種を実施

令和元年12月 神奈川県がワクチン接種推奨地域に指定されたことを受け、相模原市の農場でワクチン一斉接種を実施

- ・開始当初は、山梨県で子豚に生後30日齢前後で接種した後、相模原市の農場に子豚を移動（令和2年3月に実施した子豚の免疫付与率（抗体検査）は98%。）
- ・令和2年6月に実施した子豚の免疫付与率（抗体検査）が80%まで低下したため、ワクチン接種適齢期を見直し、子豚の免疫付与率を経時的に追跡
- ・同年8月から11月にかけて子豚を本県に移動した後、生後50日齢前後でワクチン接種するプログラムへと見直し、免疫付与率が改善（親豚については引き続き山梨県で定期的にワクチン接種）



(イ) 飼養衛生管理の強化対策

- ・野生いのしし侵入防止のための防護柵を、令和元年度に県の補助事業で設置
- ・野生動物侵入防止ネットは、農場が自主的に設置
- ・今回の発生に伴う国の豚熱疫学調査チームが実施した現地調査報告では、次の項目等の指摘があった。
 - ① 豚舎毎の専用長靴等の不使用
 - ② 肥育豚の移動の際、豚舎間を歩行させる通路の未消毒
 - ③ 野生動物侵入防止ネットの一部に破損
 - ④ 防護柵の一部に隙間
 - ⑤ 豚舎内でネズミを多数確認

(参考) 山梨県の農場の防疫措置と疫学調査結果

- ・相模原市の農場での発生に伴い、山梨県内の関連農場が疫学関連家畜飼養農場に指定され、移動制限がかけられた。
- ・移動制限を解除するため検査を実施したところ、8月6日に豚熱の患畜を確認
- ・飼養している豚1,693頭を山梨県が殺処分
- ・国の豚熱疫学調査チームの現地調査では、農場の衛生管理区域の外側で、野生いのししと思われる足跡や堀跡が、令和3年6月には関連農場から約14kmの地点で豚熱に感染した野生いのししが確認されていたとの報告

(2) 発生時対応

ア これまでの県の取組（令和元年度から）

県内で豚熱を疑う事例が発生した段階で、直ちに知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を立ち上げ、全庁体制で防疫活動を進めることとしている。

イ 今回の発生時対応の主な課題と今後の対策

国内での豚熱発生としては69例目だが、今回の規模によるレンダーリング処理は前例がなく、想定外のケースが多く見られたため、この教訓を踏まえ、防疫計画を見直す。

(ア) 防疫措置に必要な用地、ストックポイントの確保

- ・当初予定していたレンダーリング装置設置場所で調整が難航し、防疫措置を一時中断するとともに、レンダーリング場所を変更した。
- ・殺処分の進捗に伴い、焼却施設の受入能力を上回るレンダーリング生成物が現場に滞留し、急遽、レンダーリング生成物のストッ

クポイント（一時保管施設）の確保が必要になった。

【対策】 養豚農場ごとにレンタルリングや埋却候補地、ストックポイントを事前に確保するため、地元市町村等と調整を進める。

(イ) 地元市町村及び建設業、廃棄物処理業、輸送業などの関係事業団体との協力体制強化

- ・地元市から、自治会や近隣施設、関係機関への説明や、生成物を一時保管する施設の確保などについて、全面的な協力を得た。
- ・地元建設業をはじめ、廃棄物処理業など関係団体から、農場エリア、レンタルリングエリアの設営、運営、撤収について、全面的な協力を得た。
- ・新型コロナウイルス感染症の廃棄物増加の影響で、当初予定していた一部焼却施設での受入れが困難となり、廃棄物処理業など関係団体から、レンタルリング生成物の新たな焼却施設での受入れや、レンタルリング生成物の輸送車両の確保など、全面的な協力を得た。

【対策】 平時から、養豚場が所在する市町村並びに畜産団体、建設業、廃棄物処理業及び輸送業などの関係事業団体との協力体制を強化する。

(ウ) 現場作業者の確保と健康管理

防疫措置が猛暑の中での作業となった。

- 【対策】**
- ・養豚場の規模等に応じた動員計画や作業シフトなどの見直しを図る。
 - ・看護師の確保について、平時から関係部局及び派遣会社等と調整を進めるとともに、メンタルヘルス対策についても、作業開始時に現場作業者に窓口を周知するなど対応を図る。

4 経費について

(1) 発生農場の対応

防疫措置を迅速に実施するため、予備費を充当

相模原市内で発生した豚熱への対応

対策の内容	予算額		
	既決予算	予備費	9月補正
防疫活動（飼養豚殺処分、消毒等） ・ レンダリング処理業務委託 ・ 感染性廃棄物処理業務委託 ・ 防護服や感染性廃棄物密閉容器等の購入	—	4億9,294万円	—



写真：神奈川県建設業協会提供

(2) 発生を踏まえた他農場での当面の対応

- ・ 当面の緊急対策として、野生動物侵入防止ネット等の補修に係る補助など、予備費や既決予算を活用して対応
- ・ 当面の対策をより一層拡充するため、民間家畜防疫員の追加雇用による防疫体制強化などを9月補正予算に計上

豚熱への当面の緊急対応

対策の内容	予算額		
	既決予算	予備費	9月補正
検査体制の強化 ・抗体検査の拡充 ・遺伝子検査機器の整備	—	411万円	143万円
家畜保健衛生所による指導体制強化 ・死亡野生イノシシの検査業務委託 ・民間家畜防疫員の追加雇用	429万円	276万円	1,673万円
飼養衛生管理体制の強化 ・野生動物侵入防止ネット等の補修に係る補助 ・殺鼠剤の配布	—	2,942万円	936万円
野生イノシシの捕獲強化 ・捕獲奨励金の上乗せ ・ICTワナの貸与等	687万円	—	—
資機材の備蓄 ・防護服や発電機等の購入	—	1,700万円	—
豚熱発生農場の経営再建支援 ・コンサルティング支援	—	173万円	—
合 計	1,116万円	5,502万円	2,752万円
	9,370万円		

※早急に対応が必要な事業について、予備費・既決予算により対応

(3) 恒久的な対応

恒久的な対策については、関係団体等とも調整し、引き続き検討

Ⅶ かながわ水産業活性化指針の改定素案について

平成 28 年 3 月に策定した、かながわグランドデザインを補完する個別計画である「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）については、5 年目を目処に進捗状況や事業効果等を検証し、必要な見直しを行うこととなっている。

このたび、期中改定の素案を取りまとめたので報告する。

1 期中改定素案の概要

(1) 改定の背景及び目的

期間中、次の動きなどがあったことから、「主な取組」や「主な課題」等の見直し及び各施策の目標値の修正等、指針の一部改定を行う。

- ・国が 70 年ぶりの漁業法改正等を柱とする「水産政策の改革」を実施
- ・持続可能な開発目標（SDGs）の推進
- ・令和元年 7 月の「かながわグランドデザイン第 3 期実施計画」の策定

(2) 対象期間

2016（平成 28）年度から 2025（令和 7）年度までの 10 年間のうち、2022（令和 4）年度から 2025（令和 7）年度までの 4 年間を対象とした期中改定とする。

(3) 指針の構成

①改定の趣旨及び基本目標、②本県水産業の役割とめざす姿、③重点的に取り組む施策、④各施策での県の取組・課題と対応方向、⑤推進体制、で構成する。

なお、期中改定であることを鑑み、基本目標、めざす姿は変更しない。

(4) これまでの目標達成状況と課題

ア 目標達成状況

(ア) 海面養殖生産量

目標（R7）	実績（H26～30）	達成率
年間 1,461 トン	直近 5 か年平均 1,051 トン	72%

(要因)

秋の海水温低下の遅れにより養殖に適した期間が短くなり、海藻養殖生産量が伸びなかった。

(イ) 沿岸漁業生産量

目標 (R7)	実績 (H26～30)	達成率
年間 25,000 トン	直近 5 か年平均 14,516 トン	58%

(要因)

台風による定置網漁場の被災及び沿岸生産量の半分を占めるサバ類、イワシ類の来遊量が伸びなかった。

(ウ) 新規加入漁業就業者数

目標 (R7)	実績 (H27～30)	達成率
年間 43 人	直近 4 か年平均 27.8 人	65%

(要因)

漁業セミナーや漁業体験研修による就業者確保を図ったが、短期だったため知識や技術の十分な習得に至らなかったことや、就業後の生活への不安等から就業に結び付かなかった。

(エ) 合併後の漁業協同組合数【沿海】

目標 (R7)	実績 (H30)	達成率
合併後 1 組合	20 組合	—

(要因)

組合ごとに合併に向けた考え方に相違があるため、合併成立まで時間を要している。

(オ) アユ種苗の自給率（県内産種苗の割合）

目標 (R7)	実績 (H30)	達成率
70%	41.1%	59%

(要因)

自給率向上のための、アユ中間育成施設の再整備が、平成 30 年度は途上であった。

イ 課題と対応の方向

(ア) 水産物供給

(課題)

- ・ 漁港における高度衛生管理対策の強化及び好・不漁に影響されにくい供給体制の構築
- ・ 利便性が高く食べやすい県産水産物を使った加工品などの供給量を増やす対応が必要

(対応の方向)

- ・ 漁港機能の高度衛生管理対策の強化などによる高鮮度で安全・安

心な付加価値の高い県産水産物の供給を促進

- ・二枚貝、気候変動に対応した海藻類などの養殖生産の促進や県産水産物のブランド化の支援、大規模外洋養殖事業の誘致などによる、魅力的な県産水産物の県民への供給

(イ) 水産資源と漁場環境

(課題)

- ・これまでの資源回復を目的とする取組に加え、貧酸素水塊や磯焼けなどへのさらなる対応が必要
- ・マサバ、マイワシなど全体としては資源量が増加しているが、本県沿岸域への来遊量が増加しないため、定置網での漁獲量は依然として低迷していることから、その要因の解明が必要

(対応の方向)

次の項目により、水産資源の維持増大を図る。

- ・適正な漁業管理の実施による資源管理体制の強化
- ・経済的価値が高い魚種の栽培漁業による資源の下支え
- ・定置網漁業の振興
- ・水産動植物の生育場の保全・回復

(ウ) 漁業就業者数

(課題)

- ・漁業者の高齢化や離職者が新規就業者を上回っている状態が継続しており、新規漁業就業者の確保対策の取組が引き続き必要

(対応の方向)

- ・新規就業者の増加を図るため、漁業者の所得向上・経営安定を実現し、魅力ある漁業現場を創出
- ・先端技術を活用した働きやすい環境を実現し、コスト削減を図って収入の向上につなげることで、就業者の定着化を推進

(エ) 漁業協同組合の経営基盤や漁港関連施設

(課題)

- ・荷さばき施設など水産物流通の基本的なインフラの老朽化対策の遅れ
- ・漁港や関連施設の、老朽化対策や台風、高潮等に対する防災対策

(対応の方向)

- ・漁業協同組合の合併の推進
- ・漁港や荷さばき施設等関連施設の老朽化対策をはじめとする機能強化や防災対策を促進
- ・漁港の多目的利用の推進

(オ) 内水面の水産資源

(課題)

- ・カワウによる食害や魚の感染症による被害への防除策
- ・アユなどの主要な魚種の健全な種苗の放流の促進

(対応の方向)

- ・漁場環境を調査して現状を把握したうえでの、科学的な知見に基づく保全や再生の、河川管理者などの関係者と連携した取組

(カ) 内水面の漁場環境

(課題)

- ・魚類をはじめとした水生生物の生息域の減少や成長・繁殖への悪影響への懸念から、適切な魚道整備を支援する等の、河川の環境回復を促進する対応が必要

(対応の方向)

- ・水産資源を効果的に増やすとともに安定供給する技術の開発
- ・カワウなどによる魚類食害の防止措置への支援
- ・魚病対策の推進

(5) 期中改定素案の主な内容

ア 本県水産業のめざす姿（変更なし）

(ア) 基本目標

海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして

(イ) 役割

海面：県民に望まれる新鮮で安全・安心な水産物を、安定的かつ持続的に供給していくこと

内水面：県民にアユ等を安定的に供給するとともに、遊漁などのレクリエーションを楽しめる河川や湖の漁場環境を実現し、豊かで潤いのある県民生活の創出に貢献すること

(ウ) めざす姿

海面・内水面共通：県民の求める水産物を供給できる水産業の実現

海面：①時代の変化に対応し、新たな事業に挑戦できる水産業の実現、②十分な利益を上げ、次の世代に安心して引き継げる水産業の実現

内水面：豊かな水産資源と潤いのある県民生活を支える河川や湖の漁場環境の創出

イ 改定後の各施策での重点的取組

(ア) 海面

a 「食」に関する施策

- ・ 県民への良質な地元産水産物の供給
- ・ 国内最大規模の養殖事業誘致の取組（新規）

b 「海」に関する施策

- ・ 水産資源の管理強化
- ・ 貧酸素水塊、磯焼け対策

c 「漁師」に関する施策

- ・ かながわ漁業就業促進センター開設による新規就業者の安定的確保に向けた取組（新規）
- ・ 所得向上に向けた取組の強化（新規）

d 「漁協と漁港」に関する施策

- ・ 漁業協同組合の経営体力の強化
- ・ 漁港などの生産・流通基盤の強化
- ・ 大型台風、高潮など災害に対する漁港の強靱化

(イ) 内水面

- ・ 内水面水産資源の回復
- ・ 漁場環境の保全・再生
- ・ 魚類の病気と食害の防止に向けた取組

ウ 新たな取組

(ア) 国内最大規模の養殖事業誘致の取組

本県水産業の活性化の一環として、国内最大規模の養殖事業を誘致し、漁業者との共存を図りつつ、生産量及び関連産業就業者の増加に伴う三崎漁港の活性化を図る。

(イ) かながわ漁業就業促進センター開設による新規就業者の安定的確保に向けた取組

漁業セミナーや漁業体験研修といったイベントに加え、かながわ漁業就業促進センターによる研修を行うことで更なる新規就業者数の確保に努める。

(ウ) 所得向上に向けた取組の強化

若者に魅力ある漁業現場を創出するため、所得向上に向けた取組を強化する。

【重点的に取り組む施策のイメージ】



エ 新たな目標値（2025（令和7年））

(ア) 海面養殖生産量：1,461→1,280 トン（改定）

海洋環境変化による負の影響及び魚類養殖が試験操業の段階と見込まれ、年間養殖生産量は現状に比べ若干の増加に留まると予想されることから、目標を 1,280 トンに定める。

(イ) 沿岸漁業生産量：25,000→15,000 トン（改定）

沿岸漁業生産量は、平成 22 年をピークに減少傾向が続いている。

将来的な水産資源の増大のため、「水産政策の改革」を背景とした更なる水産資源の管理強化に国と連携して取り組む必要があり、現状を大きく上回るような漁獲の強化はできないため、目標値を現状レベルの 15,000 トンと定める。

(ウ) 新規加入漁業就業者数：43→41 人（改定）

上部計画であるかながわグランドデザイン第 3 期実施計画に合わせ年間 41 人に定める。

(エ) 合併後の漁業協同組合数【沿海】：1→15 組合（改定）

指針策定時における沿海漁業協同組合数は 24 組合あり、最終的な合併後の目標値として 1 組合と設定したが、現在 20 組合に留まっている。合併が急がれる組合を優先に、指針の期間内に 5 組合の合併をめざし、目標組合数を 15 組合に定める。

(オ) アユ種苗の自給率：70%（変更なし）

アユ種苗中間育成施設の再整備が完了したことにより、生産量の増加が見込まれるため、目標値は変更しない。

目 標	策 定 時	現行目標値 (令和 7 年)	達成状況	新目標値 (令和 7 年)
海面養殖生産量 (暦年)	(平成 21~25 年平均) 1,216 トン	1,461 トン	(平成 26~30 年平均) 1,051 トン	1,280 トン
沿岸漁業生産量 (暦年)	(平成 21~25 年平均) 20,545 トン	25,000 トン	(平成 26~30 年平均) 14,516 トン	15,000 トン
新規加入漁業 就業者数	(平成 22~26 年度平均) 32.6 人/年	43 人/年	(平成 27~30 年度平均) 27.8 人/年	41 人/年
合併後の漁業協同組合 数【沿海】	(平成 26 年度) 24 組合	1 組合	(平成 30 年度) 20 組合	15 組合
アユ種苗の自給率	(平成 26 年度) 47%	70%	(平成 30 年度) 41.1%	70%

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和 3 年 11 月 水産審議会にて改定指針素案を審議
12 月 改定指針素案について県民意見募集
令和 4 年 2 月 水産審議会にて改定指針案を審議
環境農政常任委員会へ改定指針案を報告
3 月 指針改定、公表

《参考資料 6》

かながわ水産業活性化指針改定素案